

第167回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年12月13日（金）午後2時00分
 2 開会の日時 令和6年12月13日（金）午後2時00分
 3 閉会の日時 令和6年12月13日（金）午後3時9分
 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
 出席13名 欠席4名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	欠席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	13	真田 明彦	欠席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	欠席
会長	黒田 栄三郎	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 吉澤 史郎
 参事 今村 正樹 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (3) 転用事業計画変更承認申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

別 紙 (6) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について（令和6年8月締め分）

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
 (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 3番 板野 元次 15番 長瀬 孝司

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第167回総会を開会します。（あいさつ）

議事録署名委員を指名します。3番 板野委員、15番 長瀬委員にお願いします。

議長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の訂正があります。お配りした正誤表をご覧ください。

また、先月許可の議決をした北区川入の特別積合せ運送施設（倉庫業を営まない倉庫）を転用目的とする5条申請は、面積が3,000m²を超えていましたので、11月29日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申があり、同日許可指令書を交付しております。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。

申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

まず、出席の委員さんが関係する案件である北・吉備地区17番を審議します。事務局から説明をお願いします。

<※ 小橋職務代理 退室>

田尾係長 2ページ17番、受人は平野に居住し、世帯で約19haの農地を耕作する農業者で、増反（受贈）により延友の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 17番について、北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、17番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（1）の17番の1件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

<※ 小橋職務代理 入室>

議長 次に、中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ1番、前回保留の案件です。農地利用がなされるか疑義があり、確認を要するとして保留となっていました。

受人は北区尾上に居住し、世帯で約77aの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

担当委員が再度聞き取り調査を行ったところ、今後農地利用がなされるものと判断されました。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、前回保留の案件です。

受人は北区田中に居住し、約83aの農地を耕作する会社員兼農業者で、増反により芳賀の畠を所有権移転しようとするものです。

本案件は令和6年5月に申請がなされ、すでに取得済の芳賀の農地の利用実績がない中での新たな農地取得であることなどの疑義があり、8月に取下げとなつたもので、10月に再度申請がなされました。添付された営農計画等の資料が前回申請と同一のものであり、農地利用がなされるか疑義があるとして、営農計画の修正等を求め、その提出を受けて判断する必要があることから保留となっていました。

修正等がされた資料が提出されましたので、令和6年11月26日に臨時地区協議会を開催し、受人の父と代理人立ち合いのもと、申請地及び受人の芳賀の所有農地について現地調査を実施したところ、本年3月に農地法第3条の許可を得て取得した芳賀の1筆約7aについては耕作している状況が確認できましたが、本年4月に農地法第3条の許可を得て取得した芳賀の6筆合計約62aについては、木を伐採して桃畠とする作業があまり進んでおらず、全く耕作がされていない状況を確認しました。

このような状況において、さらに約2haもの広大な荒廃した農地をまとめて取得しようとするもので、受人には桃の栽培の経験もなく、申請地の草刈りや土入れ、整地を行い桃の植え付けを行うという意思を示してはいるが、その計画は具体性がなく、実現性について信ぴょう性を欠くと判断せざるを得ません。

よって、本件は農地法第3条第2項第1号の「取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」の不許可事由に該当すると判断され、地区協議会では不許可意見となっています。

3番と4番は同時申請で交換のため、まとめて説明します。

3番、受人は北区芳賀に居住し、約80aの農地を耕作する農業者で、交換により芳賀の田を取得しようとするものです。

4番、受人は北区芳賀に居住し、約81aの農地を耕作する農業者で、交換により芳賀の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は倉敷市に居住し、父からの受贈により富吉の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は北区田原に居住し、約66aの農地を耕作する農業者で、増反により玉柏の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は北区一宮に居住し、約13aの農地を耕作する農業者で、増反により今岡と辛川市場の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

- 等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 丹原委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、2番は不許可意見、残る6件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 1ページ8番から2ページ10番までは、同時申請で受人が同一のため、まとめて説明します。
- 受人は小山に居住し、世帯で約4.9aの農地を耕作する農業者で、増反により小山の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 11番、受人は総社市に居住し、新規農により新庄下の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 12番、受人は西花尻に居住し新規農により西花尻の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 13番、受人は吉備津に居住し、新規農により吉備津の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 14番及び15番は、同時申請で受人が同一のため、まとめて説明します。
- 受人は吉備津に居住し、世帯で約6aの農地を耕作する農業者で、増反により吉備津の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 16番、受人は東区浅越に居住し、新規農により西山内の畠を取得しようとするものです。なお、受人は渡人から西山内の中古住宅を購入しており、令和7年1月頃転居予定です。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 三垣委員 北・吉備地区協議会で、8番から16番までの9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 2ページ18番、受人は御津中牧に居住し、約57a耕作する農業者で、借入地の取得により御津中牧の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 19番、受人は御津中牧に居住し、世帯で約42a耕作する農業兼会社員で、受贈により御津中牧の田畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 20番、受人は建部町下神目に居住し、約73a耕作する農業者で、増反により建部町下神目の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 21番、受人は神奈川県相模原市に居住し、新規農により建部町西原の田畠を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人から建部町西原の空き家も購入しており、令和7年4月頃に転居する予定です。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 佐藤委員 御津・建部地区協議会で、18番から21番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に南区の説明を事務局からお願ひします。
- 逢坂課長補佐 3ページ22番、受人は福田に居住する会社役員で、新規農により宮浦の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 23番、受人は彦崎に居住し、世帯で約3.8haを耕作する農業者で、増反により彦崎の田を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 荒井委員 南区協議会で、22番及び23番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

- 全議員 異議なし。
- 全議長 それでは、申請等（1）の先に審議済みの17番を除く1番から23番までの22件については、2番を不許可とし、残る21件を許可と決定してよろしいでしょうか。
- 全議員 異議なし。
- 全議長 それでは、そのように決定します。
- 全議長 次に、申請等（2）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
- 中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 4ページ1番、令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。
- 申請人は北区柏谷に本店を置き、土木工事業を営む法人です。
- 事業の拡大に伴い露天資材置場及び露天駐車場が不足したため、事務所に隣接する申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として転用しようとするものです。
- 農地区分は、地域センターから半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 2番、転用目的を作業用地とする原形復旧の一時転用で、転用期間は令和6年12月13日から令和7年8月6日までです。
- 申請人は北区中山下に本店を置き、建設業を営む法人です。
- 鉄塔建て替え工事を施工するにあたり、作業用地が必要となったため、工具・資材の搬入出を最短の距離で行うことのできる申請地に賃借権を設定し、作業用地として一時転用しようとするものです。
- 農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 3番、令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。
- 申請人は北区西長瀬の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く生活環境が変わらず、また申請人の勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 4番、令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は調剤薬局です。
- 申請人は広島県福山市に本店を置き、調剤薬局を経営する法人です。
- 申請地の近隣で診療所が開業するにあたり、薬局開設の要望があったことから、診療所に近接し利便性の高い申請地に賃借権を設定し、調剤薬局を建築しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的

は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、倉敷市の借家に申請人らと子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人（夫）の勤務先及び実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番と7番は同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は、6番は敷地拡張、7番は自己専用住宅です。

4ページ6番、申請人らは北区田益の持ち家に申請人らと子ども2人で生活していますが、自転車置き場等が不足していることから、現住居に隣接する申請地に使用貸借権を設定し、敷地拡張を行おうとするものです。

5ページ7番、申請人は倉敷市の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番と9番は同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年4月19日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

8番、申請人は中区平井六丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人らは北区御津吉尾の妻の父所有の持ち家に申請人らと妻の両親、兄弟の6人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、申請人（夫）の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には妻の両親、兄弟が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

中・中央地区協議会で、1番から9番までの9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

議長

丹原委員

議長

- 全 員 異議なし。
- 議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。
- 田 尾 係 長 5ページ10番、転用目的は自己専用住宅です。
- 申請人は奥田二丁目の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 11番、転用目的は露天資材置場です。
- 申請人は平野に事務所を置き、建築・土木業を営む法人です。現在使用中の資材置場を返却することになり、代替地が必要になったため、県道沿いであり、請負工事現場に近い申請地の所有権を移転し、露天資材置場にしようとするものです。
- 農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 12番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天資材置場です。
- 申請人は高松原古才に事務所を置き、土木工事業を営む法人です。事業拡大に伴い、現在使用中の資材置場では手狭になったため、事務所に近い申請地の所有権を移転し、露天資材置場にしようとするものです。
- 農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 13番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天資材置場、露天駐車場です。
- 申請人は新庄下に事務所を置き、建設業を営む法人です。現在使用中の資材置場、駐車場を返却することになり、代替地が必要になったため、他の既存の作業場に近い申請地の所有権を移転し、露天資材置場、露天駐車場にしようとするものです。
- 農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 14番から22番までは同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。
- 転用目的は、17番が自己兼用住宅（美容院）、20番が自己兼用住宅（店舗）、その他はいずれも自己専用住宅です。
- 14番、申請人は撫川の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現住居及び妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 6ページ15番、申請人は庭瀬の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は倉敷市の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、現住居及び妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7ページ17番、申請人は福富中二丁目の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、妻の勤務先の美容院から近く、顧客からの継続利用の需要がある、申請地の所有権を移転し、自己兼用住宅（美容院）を建築しようとするものです。

18番、申請人は倉敷市の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8ページ19番、申請人は平野の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、夫の勤務先及び現住居に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は中仙道二丁目の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、夫の勤務先に近く、付近に類似施設がないことから、店舗の需要がある申請地の所有権を移転し、自己兼用住宅（店舗）を建築しようとするものです。

21番、申請人は倉敷市の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9ページ22番、申請人はいずみ町の官舎に家族4人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番及び24番は同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

23番、申請人は平野の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は高柳西町の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は吉備地域センターから半径500m内の宅地割合が40%超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10ページ25番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北長瀬表町二丁目の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となつたことから、夫の実家に近い、夫の父所有の申請地を使用貸借し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的

は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、10番から25番までの16件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 10ページ26番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は倉庫・事務所・露天資材置場です。

申請人は大分県中津市に本店を置き、岡山市・倉敷市・総社市に複数個所の作業場・倉庫・事務所合計約8,600m²を借りて、選舉用品、選舉機器の販売を営む法人です。この度、施設を一箇所に集約し効率化を図るため、岡山インターチェンジへのアクセスがよく交通利便性が高い申請地の所有権を移転し、倉庫・事務所・露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、建築面積3,103.10m²の倉庫や1,495.00m²の選舉看板置場などの土地利用計画から妥当なものと判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、26番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 27番と28番は同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

10ページ27番と11ページ28番、転用目的は自己専用住宅です。

27番、申請人らは大福の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は総社市井手の借家に夫婦と子ども4人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区平野の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、出産予

定があり、現住居では手狭になるため、妻の実家に近く、父が所有する申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）です。

申請人は藤田の実家に妻の両親、夫婦、子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く、今後農業を手伝いやすい父が所有する申請地の所有権を取得し、自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。なお、現住居には両親が住み続けます。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、申請人の父が所有し、集落に接続した土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は北区西長瀬の自身の持ち家に夫婦と子ども3人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場と実家に近く、今後農業を手伝いやすい父が所有する申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は建築後、売却処分します。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 以上の 1 種農地と判断されますが、集落に接続しており、父の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番と33番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天資材置場、露天駐車場です。

32番、申請人は北区中仙道二丁目に事務所を置き、土木建設業を営む法人ですが、南区の工事案件が増え、南区に管理棟も設置したことから、事業拡大のため、設置した管理棟に近く、交通至便である申請地の所有権を取得し、露天資材置場および露天駐車場として転用しようとするものです。

33番、申請人は藤田の自宅兼事務所を拠点に、土木建設業を営む自営業者で、現事務所の敷地および車庫を資材置場と駐車場として使用していますが、近年の資材高騰に伴い資材確保のため、事務所から近く、交通至便である申請地の所有権を取得し、露天資材置場および露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員

南区協議会で、27番から33番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（2）は、1番から33番までの33件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- なお、26番は転用面積が3,000m²を超えていて、12月18日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。
- 議長 次に、申請等（3）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 13ページ1番及び2番は同時申請で一体利用のため、まとめて説明します。
- いずれも令和3年11月18日付けで農地改良を目的に許可となった案件です。
- 申請地では、栗の栽培を目的とした、農地改良の工事を施工しておりますが、搬入土が入手できず工事が予定より遅れています。そのため、一時転用期間の延長の承認を受けようとするものです。また、2番については、当初転用期間に申請人が亡くなつたため、相続人が承継して事業を行おうとしています。
- 農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、一時転用期間が5年以内であり、延長が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 三垣委員 北・吉備地区協議会で、1番及び2番について協議したところ、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。
- 逢坂課長補佐 13ページ3番、当初計画者は自己専用住宅を転用目的として許可を受けましたが、退職により建設を断念したため、転用者を変更しようとするものです。
- 承継者らは大福の実家と福成一丁目の借家にそれぞれ生活していますが、手狭になつたため、夫の実家兼職場と妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、夫の実家には祖父母と両親が引き続き居住します。
- 農地区分は、福田地域センターから半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 荒井委員 南区協議会で、3番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

- 全議員 異議なし。
- 全議長 それでは申請等（3）については、1番から3番までの3件ですが、いずれも承認と決定してよろしいですか。
- 全議員 異議なし。
- 全議長 それでは、そのように決定します。
- 次に申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について審議します。事務局より説明をお願いします。
- 逢坂課長補佐 （4）利用集積計画（所有権移転）について説明します。
14ページ南区1番の1件です。
農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。
計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 全議長 それでは、申請等（4）は原案どおり決定してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 全議長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に、申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
- 田尾係長 15ページ1番から18ページ17番までの17件で、すべて相続による所有権取得です。5番はあっせん等の希望がありますので、内容を確認する予定です。
各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 全議長 それでは、申請等（5）については、17件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。
- 全員 異議なし。
- 全議長 それでは、そのように決定します。
- 次に別紙の申請等（6）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。
- 田尾係長 別紙議案「申請等（6）農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和6年8月締めの農振除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。地域ごとに綴じられている一覧表の中で、斜線が引いてある案件については、すでに取下げられたものです。他の案件については除外相当の案となっています。また、岡山地域では編入分があります。
- 内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、建部地域、灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見はありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（6）農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、建部地域、灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、19ページ1番の1件で、転用目的は長屋住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、20ページ1番から7番までの7件で、転用目的は、共同住宅用地1件、進入路2件、分譲住宅地2件、仮駐車場（下水道工事用）1件、露天資材置場・露天駐車場用地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、21ページ1番から5番までの5件で、解約理由は耕作目的4件、転用目的1件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、22ページ1番から3番までの3件で、内容は、作業場2件、農業用倉庫（是正）1件です。

報告（5）農地改良届については、23ページ1番から3番までの3件で、内容は果樹園2件、普通野菜畑1件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 （ありません。）

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（1月20日（月）市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時9分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員